

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成 30 年 12 月 20 日（木）午後 3 時～午後 3 時 26 分

場所 第 2 ・ 第 3 委員会室

出席議員 委 員 長 櫻井伸賢 副委員長 梶谷規子 委 員 大野慎治  
委 員 塚本秋雄 委 員 相原俊一 委 員 須藤智子  
委 員 梅村 均

説明者 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍  
秘書企画課長 伊藤新治、同統括主査 加藤淳、行政課長 佐野剛、同統括主査 酒井寿、商工農政課長 神山秀行、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、上下水道課長 松永久夫、同統括主査 大徳康司、学校教育課長 石川文子、同統括主査 佐野亜矢、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同統括主査 佐久間喜代彦、同主査 大島久直、監査委員事務局長 岡崎祐介

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同主任 高野真理子

#### 付議事件及び審議結果

| 議案番号     | 事件名                                 | 採決結果         |
|----------|-------------------------------------|--------------|
| 議案第 90 号 | 岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | 全員賛成<br>原案可決 |
| 議案第 91 号 | 岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について         | 全員賛成<br>原案可決 |
| 議案第 92 号 | 岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について      | 全員賛成<br>原案可決 |
| 議案第 93 号 | 岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について             | 全員賛成<br>原案可決 |
| 議案第 94 号 | 岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について          | 全員賛成<br>原案可決 |
| 陳情第 13 号 | 陳情書                                 | 全員賛成<br>採択   |

総務・産業建設常任委員会（平成30年12月20日）

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、定刻であります。議案がまだ山盛りでありますので、早速、総務・産業建設常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案5件と継続審査になっておりました陳情1件であります。これを議題といたします。

それでは、当局から挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（山田日出雄君） 今、委員長さんの御挨拶にありましたとおり、付託議案もたくさんございますので、慎重な審議をお願いして私の挨拶とさせていただきますと思います。よろしくお願いします。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

それでは審査に入ります。

議案第90号「岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

先ほどの本会議で提案理由の説明が行われております。当局の説明を省略して質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは質疑に入ります。

質疑のある委員、どうぞ。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

質疑ございませんでしたので、議員間討議も省略したいと思います。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

◎副委員長（桝谷規子君） 議案第90号「岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日本共産党岩倉市議団としての態度を明らかにするために討論を行います。

今回の条例改正は、ことしの人事院勧告に基づく法改正に伴って、その内容に準じて市議会議員の期末手当の支給割合を改めるものであります。

市議会議員におけます手当は、一般職の職員のものとは支給割合が異なり、期末手当の額は高額であるということでもあります。この点で、市議会議員の期末手当の額を引き上げるこの議案について賛成することはできず、退席とさせていただきます。

◎委員長（櫻井伸賢君） ほかに討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 退席の間、休憩します。

（休 憩）

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

それでは採決に入ります。

議案第90号「岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第90号は、全員賛成により原案のとおり決すべきものと決しました。

休憩をいたします。

（休 憩）

◎委員長（櫻井伸賢君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

議案第91号「岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

先ほどの本会議で提案理由の説明が行われておりますので、当局の説明を省略して質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

質疑ございませんでしたので、議員間討議も省略をさせていただきます。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

◎副委員長（榎谷規子君） 議案第91号「岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、日本共産党岩倉市議団としての態度を明らかにするために討論を行います。

この条例改正につきましても、さきの議案第90号の討論で述べたように、特別職の期末手当は、一般職の職員のものとは大きく異なり、高額なものであると考えます。この点により、特別職の期末手当を引き上げるこの議案について賛成することはできず、退席とさせていただきます。

◎委員長（櫻井伸賢君） ほかの討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 休憩をいたします。

（休 憩）

◎委員長（櫻井伸賢君） 休憩を閉じて再開をいたします。

それでは採決に入ります。

議案第91号「岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第91号は全員賛成により原案のとおり決すべきものと決しました。

休憩をいたします。

（休 憩）

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

続きまして、議案第92号「岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

こちら先ほどの本会議で提案理由の説明が行われております。当局の説明を省略して質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

◎委員（大野慎治君） 大変心苦しい質問ではございますが、職員の不適切な事務処理等というのは、固定資産税及び都市計画税の課税誤り、障害者控除対象者の認定書の誤送付の2点でございますが、職員の処分は寛大であってほしいとは思いますが、どのような処分だったのかお聞かせください。

◎総務部長（山田日出雄君） 今回、その2件の不祥事についてですが、まず固定資産税と都市計画税の課税誤りの件については、関係職員9人を訓告とさせていただきました。また、介護保険の障害者控除対象者認定書の誤送付の件については、関係職員6人を訓告等とさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑のある方。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

議案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。  
それでは採決に入ります。

議案第92号「岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第92号は全員賛成により原案のとおり決すべきものとしたしました。

続きまして、議案第93号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

こちら先ほどの本会議で提案理由の説明が行われておりますので、当局の説明を省略して質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。  
議員間討議を省略して、討論に入りたいと思います。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。  
それでは、次に採決に入ります。

議案第93号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第93号は全員賛成により原案のとおり決すべきものとしたしました。

議案第94号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

こちら先ほどの本会議で提案理由の説明が行われておりますので、当局の説明を省略して質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

◎副委員長（梶谷規子君） この特例に関する条例の一部改正によって、ラスパイレス指数はどれぐらいになってくるのでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、ラスパイレス指数がどのようになってくるかということなんですが、30年4月1日現在のラスパイレス指数については、まだ総務省から公表のほうはされておきませんので、詳しい数値はお伝えすることはできません。

こちらのほうで試算しまして、29年度は101.8でしたので、退職者数とか採用者数は特にそんなに変動はございませんでしたので、今年度も同等の数値でいくのかなあと見込んでおります。

この昇給抑制を行った場合と行わない場合を比較させていただきますと、指数は0.1程度下がる見込みでございますが、独自カットではなくて昇給抑制ということでございますので、これは1年限りというものでもなく、その影響は次年度以降も続いていくものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎副委員長（梶谷規子君） 本会議でこの抑制によっての影響額の質疑があったところなんですが、影響のある職員はどれぐらいいらっしゃるのか、お聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、抑制に関しての影響ということでございますが、まず昇給抑制のほうで、こちらのほうは6級以上の職員、主幹以上の職員という形でなっておりますので、全員で53人という形になっております。

独自カットは12月31日までとさせていただいたものですから、そちらのほうで、カットに伴う影響額ということで、戻しの部分がございますので、そちらのほうは統括主査から今実施させていただいておりますので、そちらがふえて95人という形になっております。よろしくお願いいたします。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 昇給抑制を実施する人数なんですけれども、6級の職員が24人、7級の職員、課長級が22人、8級の部長級が7人という

ことになっています。

55歳を超える職員は昇給しませんので、対象外となりますので、そうしますと、対象の職員といいますと、6級の職員が16人、7級の課長級が15人、8級の部長級が5人という対象人数となります。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑ございますでしょうか。

◎委員（梅村 均君） 先ほどのラスパイレス指数、昨年度の数値をいただいたんですが、やっぱりまだ県下、全国的には高いほうに位置していますでしょうか、そのあたりがわかりましたらお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 高いというか、平成29年度が101.8とお伝えしたんですが、こちらのほうは尾張旭市、豊川市、東海市に次いで県下4位で、全国でも56位という形で、こちらは中核市を含んでおります。今年度もほぼ同様の数値なのかなあとということでございますが、30年度のまだラスパイレス指数のほう公表されていないものですから、例えば県でどれぐらいになっているのかということとかというのは、まだ公表のほうはされておきませんので、こちらのほうはわかり次第、まだ高いということで想定はしております。よろしくお願いいたします。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

あと、前にたしか答弁で、岩倉市の職員さんの年齢構成で、比較的平均年齢が若いというような実情があるようなことも聞いたんですが、やっぱり今現在も岩倉市の年齢構成では若いというか、そんな状況にあるのでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 29年度の岩倉市の給与・定員管理というものを11月のほうに公表させていただいたんですが、そちらに基づく、一般行政職の平均年齢は36.7歳ということでございます。こちらは、平成28年度は35.9歳でございましたので、0.8歳上昇はしておりますが、こちら、県下の市を見てみますと、まだ一番平均年齢は低い状況でございます。よろしくお願いいたします。

◎委員（梅村 均君） あと、今回、給料カットですとか号給数の抑制ということでもありますけど、職員組合との関係、お話というのは、これはもうなされているのでしょうか、その点をお尋ねします。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 職員組合とは、これまでに3回交渉をする中で、最終的に、12月3日なんですけれども、3回目のときに合意をいただき、12月12日に職員組合と確認書を交わしたところであります。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑ある方。

◎委員（大野慎治君） まだ30年度のやつが公表されていないということなんですが、30年度の地方公務員給与実態調査結果は、総務省からは毎年何月

ごろの公表なのか、お聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 毎年12月には公表されているという  
ことですが、今回、総務省のほうに確認しまして、今年度は5年に1回の大  
規模調査ということでございまして、少し公表の時期が遅くなって、来年の  
3月ぐらいというふうにお伺いをしています。よろしくお願いします。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑。

◎副委員長（桝谷規子君） 済みません、もう一点。

この昇給抑制、圧縮というか、そういったところを実施する反面、管理職  
手当の見直しというものはどのように検討されているんでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 管理職手当につきましては、職員組合との  
話し合いの中でも出てきておりますが、一定、ラスパイレス指数が県下平均  
並みに来たときに、一度それに向けて検討していきたいというところでお話  
をさせていただいていますので、まずはラスパイレス指数を下げ、それで県  
下平均並みになったところで検討していきたいと考えています。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それじゃあ、質疑を終結いたします。

議員間討議は省略したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 御異議なしと認めます。

それでは討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はないようですので、採決に移ります。

議案第94号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」、  
賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第94号は全員賛成により原案のとおり決すべきものと  
いたしました。

それでは陳情に移ります。

続きまして、12月6日、総務・産業建設常任委員会において継続審査と  
いたしました、岩倉市商工会から提出されました陳情第13号「陳情書」を議題  
といたします。

本陳情書の内容の訂正が商工会から提出され、先ほど開催されました議会

運営委員会並びに本会議で認めていただきましたので、各委員におかれましては訂正のほどをお願いいたします。

協議会を開催いたしました過日、1項目ずつ全部審査をいたしました。全ての項目について審査することができました。しかし、3項目につきましては、関係各所への問い合わせをする必要があるため、回答がいただけなかったところであります。1つ目は、陳情項目1番の中の人件費や事業費補助の補助率等の近隣商工会ではどのようなになっているかという点、2つ目は、陳情項目6番のBCP（業務継続計画）補助制度が隣接商工会ではどの程度進んでいるのかという点、そして3つ目は、同じく陳情項目6番のBCP策定に取り組む事業所に対し、機器・器具等の導入を促進するとあるが、機器・器具とは具体的にはどのようなになるかという、以上の3点であったかと思えます。

それでは、調査が済んだということでございますので、御回答のほうをお願いいたします。

◎商工農政課長（神山秀行君） 近隣の市町村のほうへ確認のほうをさせていただきました。あくまでも商工担当課への確認になりますので、済みません、商工担当で把握している分という形になります。

まず1番から5番までという形で、ちょっと割り振りをこちらのほうでさせていただきました。

まず1番、小規模事業経営支援事業費補助金ということで、こちらは県の補助金に基づくものになります。岩倉市の場合、県の補助対象の20%以内という形で補助のほうをさせていただいております。

近隣のほうを調べた結果がこちらのほうに書いてございますが、県の補助対象の何%、また県の補助対象以外の部分というところもございますので、補助の仕方は各市町まちまちになるものかと思われま。

次、めくっていただいて、2番のほうになります。こちらのほうは商工業振興事業費補助金ということで、岩倉市の場合、県が行っている人件費分の補助の部分と、また商工振興のために行う事業に対する補助金と分けております。岩倉市と同様に補助している団体につきましては、岩倉市、犬山市、一宮市と旧木曾川町のところになります。あと、大口町と扶桑町ということで、岩倉市を除いて5団体が別で商工振興に関する補助という形で行っております。

また、岩倉市の場合、別にビジネスサポートセンターの運営費の補助のほうも行っておりますし、意欲的商業者の育成事業費の補助金という形でも補助のほうをさせていただいております。

その他の補助制度がほかにもあったのは、豊山町のみでございました。

それぞれ補助金のほうを合算していくと、近隣の商工担当課のほうで出している補助金という形になりますので、こういった形の資料を提示させていただいた形になります。

続きまして、4番のBCPの普及促進に係る補助制度ということで確認させていただきました。こちらのほうは、どちらの市町村におきましても補助対象とはなっておりませんでした。

済みません、1番からずうっと含めまして、北名古屋市のほうを担当者が金曜日まで不在ということで、ちょっと内容が確認できなかったものですから、北名古屋市も一応項目、隣接ということだったもんですから、北名古屋市のほうにもちょっと確認したんですが、回答が得られなかったという形になっておりますので、御承知おきください。

最後のもう一点、BCPの機器・器具等についてということでまとめさせていただきました。こちらのほう、商工会のほうから県の商工会連合会のほうに確認していただいたところ、照明とかPCの蓄電池、あと発電機、あとはデータサーバーの外部化というデータのバックアップの関係の補助とか食料の備蓄、飛散防止フィルム、土のうということで、BCP機器・器具等というものの対象の品目についてはこちらということで確認させていただいたものになります。

以上で説明のほうを終わります。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

それでは、今の御回答を含めまして、何か委員のほうから聞いておきたいこと等があればよろしく願いをいたします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、陳情書の全ての項目の審査をこれで終了したいと思います。

全ての項目について協議会で審査をさせていただきまして、商工農政課としては全体として行っていると。あとは、陳情書の書式が県下統一の書面を使っているの、形式的に当てはまらない部分はあるよというような御回答であったかと思います。

議員間討議は要りますでしょうか。

省略でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、採択ということで採決に向かいたいと

思いますけれども、討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はなしと認めます。

それでは採決をいたします。

陳情第13号「陳情書」を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、陳情第13号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

それでは、閉会中の継続審査の紙を配る間、ちょっと休憩をいたします。

（休 憩）

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

委員各位、お手元に閉会継続審査申出書を配付させていただきました。全員協議会で農地振興整備計画も配られておりますし、この間の協議会で政策提案書の中身を若干協議しておりまして、引き続き時間を要するということでありましたので、農業施策についてということで閉会中の継続審査申出書を議長宛てに提出したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、議長にこの旨提出をさせていただきます。

以上で当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この後の本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

これにて散会をいたします。お疲れさまでした。